

練馬区立光が丘第四中学校適正配置実施計画（素案）に
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

(1) 区民意見反映制度による意見（平成29年2月1日～22日）

受付方法	人数	意見件数
郵送（持参含む）	4名	63件
F A X	4名	
メール	10名	
合計	18名	63件

(2) 保護者説明会で寄せられた意見

開催日および会場	参加者数	意見件数
平成29年2月4日 光が丘第四中学校	13名	4件

2 寄せられた意見

分類	合計	区民意見 反映制度	保護者 説明会
第1章 策定の目的	31件	31件	—
第2章 光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針	10件	10件	—
第3章 光が丘第四中学校の教育活動への支援	5件	4件	1件
第4章 閉校に伴う通学区域の変更の特例措置	2件	2件	—
第5章 閉校を円滑に進めるための取組	4件	1件	3件
第6章 跡施設等の活用の基本的な考え方	2件	2件	—
資料編	—	—	—
その他	13件	13件	—
	67件	63件	4件

3 意見に対する対応

区分	内 容	件数
◎	意見の趣旨を踏まえ、計画に反映するもの	0件
○	素案に趣旨を記載しているもの	11件
□	素案に記載はないが、他の事業等で既に実施しているもの	0件
△	今後事業を進める中で検討するもの	4件
※	趣旨を反映できないもの	16件
—	その他、上記以外のもの	36件
	合 計	67件

4 寄せられた意見要旨と区の考え方

(1) 区民意見反映制度による意見

No.	意見要旨	区の考え方	対応区分
第1章 策定の目的			
1	<p>光が丘第四中学校がなぜ閉校されなければならないのか、合理的な説明がなされておらず、説明責任を果たしていない。</p> <p>【他2件】</p>	<p>光が丘第四中学校は、平成21年度から概ね6学級（平成24年度は7学級）で推移してきました。平成28年度は1、2年生で単学級となり、全体で4学級です。今後も、生徒数、学級数の回復は見通せない状況です。小規模校ならではの良さはあるとしても、今後さらに学校の教育活動に深刻な制約が生じ、子どもたちに豊かな人間性や社会性を育む様々な機会を提供することが困難な状況となると考え、光が丘第四中学校を閉校する判断をしました。</p> <p>保護者や地域の方々を対象とした住民説明会などを通じて光が丘第四中学校を閉校することについて説明を重ねており、説明責任を果たしていると考えています。</p>	—
2	<p>光が丘第四中学校を閉校するより、光が丘第三中学校を閉校して光が丘第四中学校に統合すべきである。</p>	<p>光が丘第一中学校・光が丘第二中学校・光が丘第三中学校の3つの中学校は、過小規模ではありますが、この5年間を見ると、11学級から9学級で安定して推移しています。また、それぞれ旭町、土支田、高松、春日町など光が丘と隣接する地域から多くの生徒が通学している状況にあります。年少人口の減少が予測されている中、将来的には光が丘および隣接する地区の学校を含めた適正配置の検討が必要になる可能性はありますが、当面は推移を見守っていきたいと考えています。今回は、過小規模化の進行により、今後さらに教育活動に深刻な制約が生じることを重く受け止め、教育行政の責任において、光が丘第四中学校の閉校を判断しました。また、保護者説明会では、在校生の光が丘第四中学校での卒業を望まれるご意見を多数いただいています。</p> <p>これらのことから、光が丘第四中学校と光が丘地区の中学校との統廃合は考えていません。</p>	※
	<p>なぜ、光が丘第三中学校ではなく、光が丘第四中学校を閉校するのか。</p>		—
	<p>光が丘第三中学校との対等な統廃合を求める。</p> <p>【他3件】</p>		※
	<p>光が丘地区全体で統廃合を考えるべきである。</p> <p>【他1件】</p>		※
3	<p>光が丘全地域的に子どもの配置を見直すべきである。</p>	<p>11学級以下の区立中学校を比較すると、学校選択制度を開始した平成17年度は17校で平成28年度は15校です。なお、平成17年度は光が丘第一中学校、光が丘第二中学校、光が丘第四中学校の3校は9学級です。学校選択制度の実施によって過小規模校が増加した事実はありません。</p>	—
	<p>学校選択制度の影響により、過小規模校が増加している。</p> <p>【他1件】</p>		

4	閉校方針とその手続きについて大きな問題があるため、閉校方針の白紙撤回を求める。【他2件】	光が丘第四中学校が今年度2学年で単学級となったことから、将来の子どもたちに良好な教育環境を保障するため、教育行政の責任において閉校という方針案を平成28年9月にお示ししました。	※
5	数少ない議論で光が丘第四中学校の未来を決めてしまうのはあまりにも拙速で乱暴である。【他3件】	その後、10月の学校選択の手続きを開始する前に、保護者に正確な情報をお知らせする必要があるため、第1回保護者説明会以降、説明会を計8回開催し、丁寧な説明を行ってきました。	—
6	「教育環境を考える会」の位置づけに問題がある。全体の意向が正しく反映されてなく、結論ありきで何も聞き入れていない。	「光が丘第四中学校の教育環境を考える会」は、教育上の課題を共有し、生徒にとってより良い教育環境を実現するための今後の方策について検討するため、教育委員会事務局が設置したものであり、閉校の賛否を問う場ではありません。	—
7	教育委員会での決定を待たず、小学校6年生の保護者に通知を出したのは手続き上問題である。【他1件】	光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校の6年生の保護者に学校選択制の希望票の配布に合わせて、光が丘第四中学校について閉校に向けた検討を行っている旨をお知らせいたしました。 正確な情報をお知らせするために必要な手立てであったと考えています。	—
8	パブリックコメントの締切り前に教育委員会や区議会で陳情を否決するなど、進め方に問題がある。	光が丘第四中学校の適正配置について教育委員会や常任委員会へ適宜報告を行い、ご議論をいただいています。それぞれの委員会において在校生や新1年生への影響を見据えて、適切な時期に陳情の審査がなされているものと考えています。	—
9	計画素案について、区議会の議決を待たないで実行に移すことは、区議会の議決を無視することに当たり決して許されない。【他2件】	計画素案については、区民の方々から寄せられたご意見などを踏まえ、計画案をとりまとめ、教育委員会で審議することになります。教育委員会で実施計画が決定された後、練馬区議会に「練馬区立学校設置条例を一部改正する条例」の条例案を提案することになります。 そのため、手続きに問題はなく、区議会の議決を無視するようなことはありません。	—
10	区民に対して形式的に意見を求めるような姿勢を改めて欲しい。【他1件】	重要な計画の策定にあたり、区民意見反映制度を実施しています。いただいたご意見については、計画素案への反映について検討いたします。	—
11	国の適正配置の手引きでは、総合的な検討を行うことが求められているが、そのような検討が行われているとは思えない。	これまで実施してきた説明会や計画素案において、生徒数の将来推計を示すとともに、学校の教育活動や運営上の課題を明らかにするなど、適正配置の考え方をお示ししました。	—

第2章 光が丘第四中学校にかかる今後の対応方針			
12	教育委員会が支援してきたにも関わらず、入学者数を増加させることができなかつた原因はどこにあると考えているのか。【他1件】	練馬区の児童生徒数のピークは、小学校児童数は昭和54年、中学校生徒数は昭和57年で、その後は減少に転じています。現在の児童生徒数はピーク時の約6割となっており、光が丘地区はとりわけ児童生徒数の減少が著しい状況です。児童生徒数の急速な減少と近隣に通学可能な多数の中学校が設置されている地域特性が、光が丘第四中学校の魅力を高めるさまざまな取組にも関わらず、入学者数の増加に繋がらなかつた要因であると考えています。	—
13	適正配置を進めるのであれば、中学校の学校選択制度を廃止し、地域の学校づくりを目指すべきである。	区立中学校の活性化と魅力ある学校づくりを目指し、保護者と生徒の意思を尊重する公平で透明性のある制度の実現を図るため、平成17年度から区立中学校で学校選択制度を実施しています。この間、二度にわたりこの制度の検証を行い、大きな見直しを行ってきました。直近では、平成25年度から検証を始め、平成28年度入学から①受入れ人数の枠の見直し、②小規模校への支援の充実を行っています。	※
14	学校選択制度は即刻中止すべきである。【他1件】	今後、二度にわたりこの制度の検証を行い、大きな見直しを行ってきました。直近では、平成25年度から検証を始め、平成28年度入学から①受入れ人数の枠の見直し、②小規模校への支援の充実を行っています。	※
15	学校選択制度の改善を図り、通学距離や不審者対応など子どもたちの負担を軽減して欲しい。【他1件】	今後も学校選択制度の課題を整理しながら、より良い制度運営に努めていきます。	△
16	学校選択制の下、生徒数が減少していく過程で、教育委員会は具体的にどのような支援をおこなってきたのか。	過小規模による教員不足の課題を解消するために学力向上支援講師の配置や指導主事による学校訪問などを行ってきました。また、近隣の小学校に対し、学校公開の案内を全学年に配布したり、中学校の魅力を伝える取組を強化しています。学校としても光が丘秋の陽小学校・光が丘第八小学校との連携を充実したり、地域の方々のご支援を受けて、光が丘第四中学校の魅力を高めるための取組を進めてきました。	—
17	練馬区学校施設管理基本計画素案で概ね2年の準備期間を設けるとしているはずである。【他1件】	光が丘第四中学校の閉校については、平成28年12月に今後の対応方針を定め、閉校の時期は平成30年度末としており、閉校までの期間は概ね2年間です。	○

第3章 光が丘第四中学校の教育活動への支援			
18	光が丘第四中学校の生徒にどのような支援を行っていくのか。【他2件】	<p>練馬区教育委員会として責任を持って、在校生が卒業するまで光が丘第四中学校への教育活動を支援していきます。</p> <p>少人数指導を行うための教員や学力向上支援講師の配置、心のふれあい相談員の配置など学習指導体制や教育相談体制を充実します。また、学校行事の近隣中学校との合同実施を検討するほか、部活動外部指導員の活用により、生徒のニーズに応える部活動の環境を整えます。</p>	○
19	光が丘第四中学校の教員配置を島しょ並みに手厚くするべきである。	東京都は、東京都教育委員会の教員配置基準に基づき、全体の状況を見ながら教員配置を行っています。	※
第4章 閉校に伴う通学区域の変更の特例措置			
20	閉校後の新たな通学区域は、光が丘第三中学校に全部を編入するのではなく、田柄中学校にその一部を編入するべきである。	<p>練馬区学校施設管理基本計画（素案）では、過小規模校の統合・再編に伴う配慮すべき事項として、新たな通学区域は、原則として適正配置の対象校の通学区域を合わせた区域とし、通学距離は、生徒の過大な負担にならないよう、中学校1,500mを目安としています。</p>	△
21	光が丘第八小学校の学区の生徒が光が丘第三中学校に登下校する場合、距離の面、交通量の多い箇所に登下校することになるため、安全面が懸念される。	<p>また、学校においても交通安全教育に取り組み、生徒の日常生活も含めた安全喚起を促しているところです。なお、現在でも光が丘第八小学校から光が丘第三中学校を選択する方も多くおり、通学区域の見直しは学校選択の状況等を踏まえて検討していきます。</p>	△
第5章 閉校を円滑に進めるための取組			
22	区内の情緒障害学級4学級の中でも、最も生徒数が多いこの学級を、行政や母体校の事情で、一方的に閉級することは特別支援教育の充実・発展の観点からも許されるものではない。	<p>平成30年度末まで光が丘第四中学校を存続することとしていますので、光が丘第四中学校が閉校となるときに、よつば学級も同時に閉級となります。</p> <p>練馬区では小学校において、平成28年4月より3か年をかけて、情緒障害等通級指導学級を特別支援教室の制度に切り替えていきます。</p> <p>東京都教育委員会は発達障害教育推進計画の中で、今後中学校においても特別支援教室を設置することとしており、練馬区でも検討を行っているところです。</p>	※

第6章 跡施設等の活用の基本的な考え方			
23	練馬光が丘病院との関係を白紙に戻し、区民の幅広い意見を取り入れ、区民の納得の行く政策をしていくべきである。	跡施設等（統合により学校として使用されなくなった敷地や建物）の活用は、区全体の重要な課題です。将来人口の見通しや区民ニーズの変化などを踏まえ、地域の方々のご意見を伺いながら今後検討していきます。	○
24	学校施設を民間へ貸し付けることにより、経費削減を図ることを提案する。		○
その他			
25	練馬区学校施設管理基本計画素案は、公共施設の合理化による教育費の削減がねらいである。	児童生徒が良好な教育環境の中で学び成長することができるよう適正配置を進めることとしています。 区立学校の適正配置は、教育費の削減をねらいとするものではありません。	—
26	練馬区学校施設管理基本計画素案では、学校の統廃合が必至であるという趣旨と取れる。そこから、財政・施設管理の理論から光が丘第四中学校の廃校はやむなしという理屈を押し付けるものとなっている。	練馬区の児童生徒数は、ピーク時に比べ約6割まで減少している一方で、学校数はピーク時とほぼ同じ数を維持しており、学校は小規模化しています。 今後の年少人口の減少傾向を踏まえると学校の適正配置は避けて通れない課題であると考えています。区では、今年度策定を予定している「練馬区学校施設管理基本計画」の中で、児童生徒数の動向、改築の財政負担などに配慮し、過小規模の学校を中心とした適正配置を進めることをお示ししています。今後、具体的な「新たな適正配置の基本方針」を策定し、公表していきます。	—
27	今後、区立学校の適正配置について、どのように進めるつもりか。【他2件】		—
28	短絡的に学校の統廃合を計画しないで欲しい。		—
29	過小規模校より過大規模校の方がむしろ教育活動に深刻な制約が生じている。	小学校で25学級以上、中学校で19学級以上の過大規模校は、教室、体育館、校庭などの施設面積に余裕がなく、教室数の不足により、仮設校舎での学習が余儀なくされる場合があるなど教育活動の制約が生じることがあります。過大規模校については、練馬区学校施設管理基本計画（素案）により、通学区域の変更を基本に、適正配置の検討を進めることとしています。	—

30	<p>少人数指導と少人数学級の効果について研究を行い、教育学研究の成果を実地に活かすことを目指して欲しい。【他1件】</p>	<p>過小規模校では集団生活の良さが生かされにくく、学年や学校全体の活気が低下する傾向にあります。また、交友関係が固定化しやすく、多様な物の見方、考え方に触れる機会が少なくなり、学習面や学校行事等において、指導の選択肢が狭まるなど制約が生じることは明らかです。</p>	—
31	<p>「適正配置」などという美名を使って、小規模校に「廃校」を迫る内容を隠そうとしていることに同意できない。</p>	<p>少人数教育は、ほとんどの区立小中学校で実施しており、過小規模校でも同様です。なお、交友関係が固定化するなどの過小規模校の問題は、少人数教育では解消されません。むしろ、問題はさらに顕著になると考えています。</p> <p>また、少人数学級などの学級編制と学校の適正配置は、次元の異なる課題であると考えています。</p> <p>今後とも子どもたちの良好な教育環境の実現に努めていきます。</p>	—
32	<p>国に対して学校の標準規模を見直し、地域の実態に即した学校づくりができるよう弾力的な運用を求めている。【他1件】</p>	<p>教育委員会では、小学校では、全学年でクラス替えを可能とし、同学年に複数の教員を配置するため、また、中学校では生徒同士の交流や学習面・部活動の充実のため、国の定める標準規模と同じ12～18学級を適正規模としています。</p> <p>国が定める学校の標準規模の見直しを求めることは考えていません。</p> <p>引き続き、地域の実態に即した魅力ある学校づくりを進めていきます。</p>	—
33	<p>練馬区が全国の前駆けとなって、教育諸条件の抜本的改革に着手して欲しい。</p>	<p>教育および子育て施策の充実、区政における極めて重要な課題であり、次代を担う子どもたちが、夢や目標を持ち、困難を乗り越え、自らの未来を力強く切り拓きながら、健やかに成長していけるように、練馬区では、平成28年2月に定めた「練馬区教育・子育て大綱」に基づき、各分野の施策の充実を進めていきます。</p>	—

(2) 保護者説明会で寄せられた意見

No.	意見要旨	区の考え方	対応区分
第3章 光が丘第四中学校の教育活動への支援			
1	生徒がいれば行事などの運営もあるが、それら全てを学校任せとして、教育委員会事務局は手立てを打たないのか。	行事については、他校と合同で実施する手段もあります。まずは、学校と相談し、子どもたちにとって有意義な行事にしていきたいと考えています。	○
第5章 閉校を円滑に進めるための取組			
2	在校生の転校や新1年生が入学しないなどの理由により、閉校までの間、生徒が1人しか残らなかった場合の学校運営はどのようになるのか。	生徒が1人でもいる限り、平成30年度末までは光が丘第四中学校は存続します。	○
3	例えば、生徒数が半減した場合、教員の配置数はどのようになるのか。	東京都教育委員会の規定により、教職員数は学級数によって決定します。現在は4学級のため正規教員は9名です。仮に3学級の場合は9名、2学級の場合は5名、1学級の場合は4名となります。それ以外に校長、副校長、養護教諭が配属されます。 なお、閉校予定の平成30年度には正規教員を1名増員する予定です。	○
4	例えば、今後1学級となった場合、教員が4名いれば適切な教育環境を確保できるのか。	仮に1学級となった場合であっても、校長、副校長、4名の正規教員により、主要な教科については正規教員が指導を行うなど、適切な指導体制を確保します。	○